

令和8年度

八本松駅前土地区画整理事業

八本松駅前造成工事(8-2)

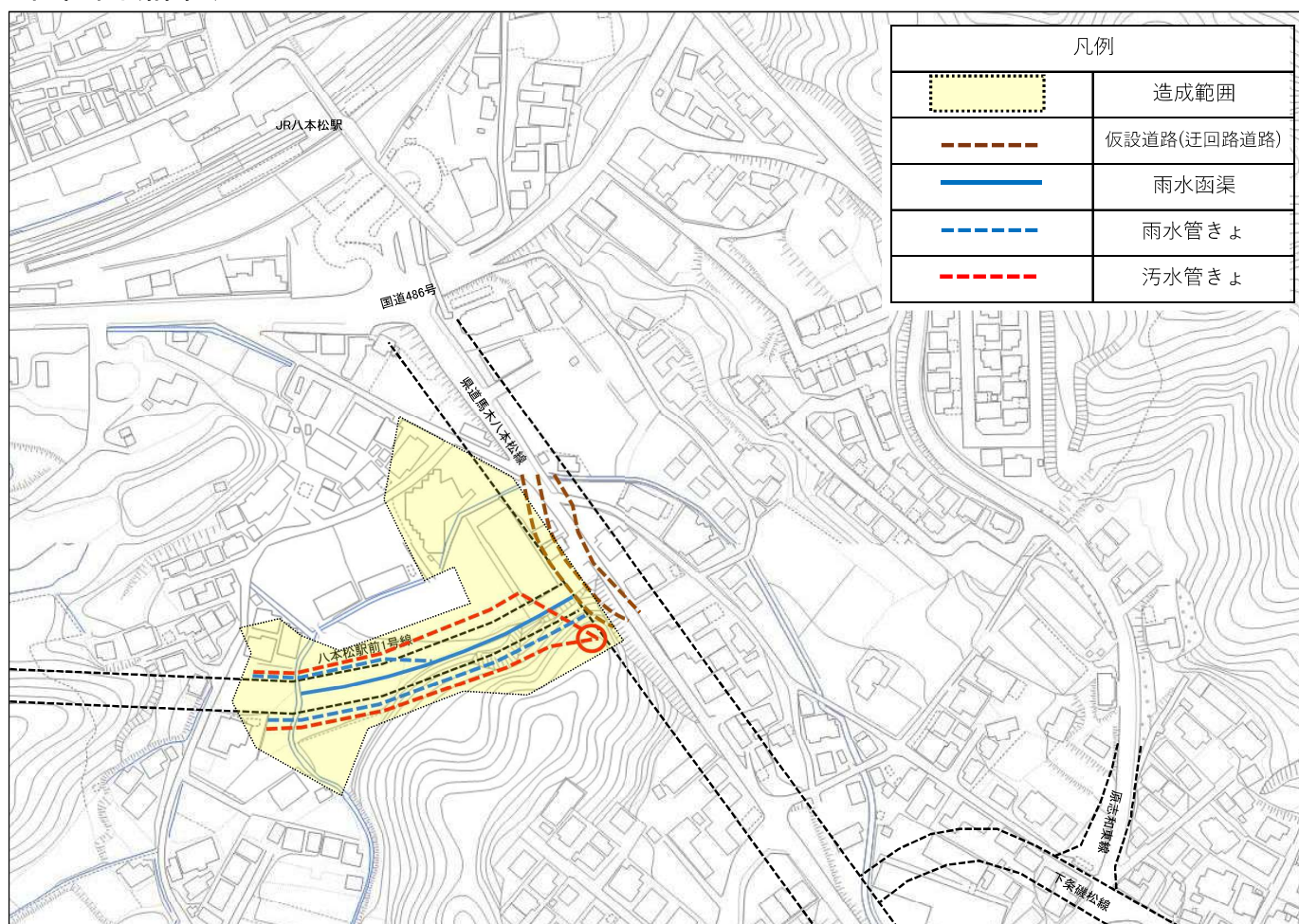
仕様書

施 工 場 所 東広島市八本松町飯田

位置図(広域)



位置図(詳細)



特 記 仕 様 書

(令和8年度 八本松駅前土地区画整理事業 八本松駅前造成工事 (8-2))

第1章 総則

1. 適用
2. 前払金
3. 債務負担
4. 現場代理人の兼務
5. 現場作業終期日
6. 履行報告
7. 官公庁等への手続き等
8. 工事中情報共有システム（発注者指定型）
9. 熱中症対策に資する現場管理費の補正
10. 主任(監理)技術者及び現場代理人の配置について
11. 法定外の労災保険の付保
12. 週休2日適用工事等 完全週休2日（土日）
13. 建設副産物の取り扱いについて
14. 猛暑時間の施工回避
15. 猛暑日等を考慮した工期延長について
16. 熱中症による健康障害発生時の対応計画
17. 週報
18. 仮設工の指定・任意
19. 検査
20. 開発行為

第2章 工事材料

1. 見本・品質証明資料
2. 品質規格証明資料等
3. 指定資材
4. 下水道用資材
5. マンホール鉄蓋
6. 自由勾配側溝(B800×H1700)支給品
7. 仮配管（Φ800）の撤去後の処置について

第3章 施工条件

1. 工程
 - (1) 関連する別途工事
 - (2) 家屋移転及び電柱移設
2. 公害対策
 - (1) 公害防止
 - (2) 事前・事後調査
3. 安全対策
 - (1) 防護施設
 - (2) 交通誘導警備員・警戒船・保安要員
 - (3) 架空線の防護管に要する費用について
 - (4) 通学路
4. 仮設備
 - (1) 路面覆工
 - (2) 山留工

- (3) 仮設（山留）材料の残置
 - (4) 仮設電力設備
 - (5) 仮設材の引継ぎ
- 5. 盛土・埋戻土
 - (1) 流用土(工事内流用)
- 6. 建設副産物
 - (1) 建設発生土(搬出)（建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地(一時たい積)）
 - (2) コンクリート殻（有筋）(搬出)
 - (3) コンクリート殻（無筋）(搬出)
 - (4) アスファルト殻(搬出)
 - (5) 建設汚泥（バキューム車による搬出先への直接搬出）
 - (6) 建設発生木材(搬出)
 - (7) 立会(建設発生木材)
 - (8) 土砂仮置き場
 - (9) 立会（表土の厚さ検測）
 - (10) 廃プラスチック類（搬出）
- 1. 地盤改良
 - (1) 薬液注入
 - (2) 周辺環境調査
 - (3) 検査ボーリング
- 1. 推進工関係
 - (1) 工法
- 2. その他
 - (1) 掘削工

第4章 施工管理

- 1. 出来形管理
 - (1) 表層工及び道路面に天端が接する構造物
- 2. 品質管理
 - (1) ボックスカルバート
 - (2) 試験ボーリング

第5章 その他

- 1. 工事関係書類
- 2. 工事写真
- 3. 疑義の解決等
- 4. 仮設工
- 5. 工事範囲の調整
- 6. 事業区域内の維持修繕工事について
- 7. 埋設管の移設
- 8. 降雨時の対応について
- 9. 歩行者通路
- 10. 諸経費の計算
- 11. 振動レベル測定
- 12. 公共柵設置申請書及び承諾書
- 13. 公共柵深さの確認
- 14. 仮囲の設置前 位置確認
- 15. ボックスカルバートの施工時期及び順序等
- 16. 主要地方道 馬木八本松線における仮設道路の施工時期及び順序等

特記仕様書

第1章 総則

1. 適用

本工事の施工にあたっては、「土木工事共通仕様書（令和7年8月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）」及び東広島市制定の第15編下水道編(最新版)に基づいて実施しなければならない。
この場合においては、次のとおりとする。

- (1) 「広島県」とあるのは「東広島市」と読み替える。（ただし、第1編第1章第1節1-1-1-26第10項、第1編第1章第2節1-1-2-1第3項、1-1-2-8第1項、1-1-2-9第1項、1-1-2-10第1項、1-1-2-11第1項、第6項、第8項、1-1-2-14第2項、1-1-2-16第1項、第3項、第2編第1章第3節2-1-3-1、第3編第1章第2節3-1-2-3第2項においては読み替えない。）
- (2) 「建設工事請負契約約款」とあるのは「東広島市の建設工事請負契約約款」と読み替える。
- (3) 「土木工事監督規程」とあるのは「東広島市建設工事監督事務取扱要綱」と読み替える。
- (4) 「土木工事検査規程」とあるのは「東広島市建設工事検査規程」と読み替える。
- (5) 「建設工事執行規則第19条の1」とあるのは「東広島市建設工事執行規則第19条第1項」と、「建設工事執行規則第41条の2」とあるのは「東広島市建設工事執行規則第41条第2項」と読み替える。
- (6) 「広島県契約規則第2条の1」とあるのは「東広島市契約規則第2条第1項」と読み替える。
- (7) 「土木工事検査技術基準」とあるのは「東広島市の「土木工事検査技術基準」と読み替える。
- (8) 「低入札価格調査制度事務取扱要綱」とあるのは「東広島市低入札価格調査制度事務取扱要領」と読み替える。
- (9) 「広島県の建設工事入札参加資格」とあるのは「東広島市の競争入札参加資格」と読み替える。
- (10) 広島県の「建設業者等指名除外要綱」とあるのは東広島市の「建設業者等指名除外基準要綱」と「建設業者等指名除外要綱別表第18号」とあるのは東広島市の「建設業者等指名除外基準要綱別表第22号」と読み替える。
- (11) 「建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱」とあるのは「東広島市低入札価格調査制度事務取扱要領」と、「建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱第10条」とあるのは「東広島市低入札価格調査制度事務取扱要領第11条」と読み替える。
- (12) 「県発注工事等における暴力団排除のための契約制限要綱」とあるのは「東広島市建設工事暴力団等排除要綱」と読み替える。
- (13) その他

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
1	1	2	5	工事の下請負	3から6まで	適用しない。
1	1	2	14	施工管理	1	適用しない。
1	1	2	16	環境対策	4	適用しない。
1	1	3	3	現場代理人及び主任技術者又は監理技術者	5から6まで	適用しない。
1	1	3	4	下請負及び契約の制限	1(2)	適用しない。
1	1	3	5	主要資材の購入		適用しない。
1	1	3	7	契約後VE工事		適用しない。
1	1	3	9	県産材の活用	(2)	適用しない。
1	1	3	10	工事現場の現場環境改善等		適用しない。
1	1	3	11	現場環境改善（ウィークリースタンス）の実施	(4)[2]から[7]まで	適用しない。
3	1	1	1	請負代金内訳書		適用しない。
3	1	1	2	工程表		適用しない。
3	1	1	7	工事完成図書の納品	2から6まで	適用しない。
3	1	1	8	技術検査	3から5まで	適用しない。
3	1	2	1	請負代金内訳書		適用しない。
3	1	2	2	工程表		適用しない。
3	1	2	5	工事完成図書の納品		適用しない。
3	1	2	6	提出書類	2	適用しない。
3	1	3	1	工事完成図書の納品		適用しない。
3	1	3	2	技術検査	2	適用しない。

2. 前払金

契約金額が50万円以上の建設工事の場合は前払金を請求することができる。前払金は請負代金の40%以内とする。また、契約に当たって契約約款特約事項第22項により中間前払金を選択するものにあつては、中間前払金は請負代金の20%以内とする。その他、前金払・中間前金払の適用は次の要領による。

- ・建設工事請負代金前金払実施要領
- ・建設工事請負代金中間前金払実施要領
- ・東広島市余裕期間制度適用工事に係る事務取扱要領

3. 債務負担

各会計年度における請負代金の支払い限度額は次のとおりとする。

令和8年度 38,500,000円
令和9年度 残額

出来高予定額

令和8年度 0円
令和9年度 残額

発注者は、予算の都合その他の必要があるときは、支払い限度額及び出来高予定額を変更することができる。

支払い方法について、次のとおりとする。

前金払い 請求可

契約年度において請負契約金額の40%を請求できるものとする。

なお、余裕期間制度適用工事においては「契約会計年度」を「工期の始期の属する年度」とする。

中間前金払・部分払い

契約約款特約事項22項により、契約締結時にいずれかを選択するものとする。ただし、中間前金払を選択した場合においても、契約会計年度は、出来高予定額に係る当該年度末の出来高に対する部分払いを請求できるものとする。

4. 現場代理人の兼務

- 1 現場代理人の兼務については、「技術者等の適正配置について」によるものとする。
- 2 発注者は、受注者からの申請に基づき、兼務する各工事の内容、工程等を勘案し、現場代理人の兼務について承認の適否を決定し、承認する場合は現場代理人兼務承認書により、承認しない場合は現場代理人兼務非承認書に承認しない理由を記載の上、速やかに受注者に通知する。
- 3 発注者は現場代理人の兼務について、次に掲げる事由に該当すると認めたときは、現場代理人兼務承認取消書により、その承認を取消すものとする。
 - (1) 兼務を予定する工事の発注者が兼務を承認しないことが明らかになったとき
 - (2) 兼務を承認した日から起算して14日(東広島市の休日定める条例(平成元年東広島市条例第6号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)を経過した後においても、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しが提出されないとき
 - (3) 兼務申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明したとき
 - (4) 兼務の承認後、重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠ったことが判明したとき
 - (5) 著しい状況の変化により、兼務を承認することが適当でなくなったとき
 - (6) その他、発注者が兼務を承認することが適当でなくなったとき
- 4 重要な事項について虚偽の申告を行う等、不適切な申請を行った者、又は、兼務の承認後に重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠った者に対しては、請負契約に基づく是正措置の請求や指名除外等の必要な措置を行うことがある。

※ 同一町内における町とは西条町、八本松町、志和町又は高屋町にあつては昭和49年4月20日前の町の区域とし、黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町又は安芸津町にあつては平成17年2月7日前の町

の区域とする。

5. 現場作業終期日

本工事の施工に当たっては、工期末の28日前までに、現場作業を終了しなければならない。

なお、現場作業終期日までに適時、速やかに「土木工事共通仕様書（令和7年8月）広島版」第1編1-1-1-23第2項第3号に記載してある出来高が確認できる資料を監督職員に提出しなければならない。

6. 履行報告

履行報告の提出にあたっては、実施工程表と平面図（施工済み箇所を着色）又は、進捗状況が確認できる写真を添付すること。なお、月締め報告とし、翌月7日までに提出すること。

7. 官公庁等への手続き等

受注者は、関係官公庁及びその他の関係機関との諸手続きにおいて許可、承諾等を得た場合はその書面(写し)を提出するものとし、更新手続き(許可内容が同じもの)の場合は、届出等の鑑のみとする。

8. 工事中情報共有システム（発注者指定型）

- (1) 本工事は、工事中情報共有システムの対象（発注者指定型）である。
- (2) 工事中情報共有システムを利用するにあたり、発注者に連絡の上、利用申込すること。
- (3) 本工事で使用する情報共有システムは次のとおり。
広島県工事中情報共有システム（一般社団法人 広島県土木協会）
<http://www.hdobokuk.or.jp/koujijyoushouhisutemu2.html>
- (4) 工事中情報共有システム利用に必要な費用は設計金額に含まれている。
- (5) 利用にあたっては「東広島市発注工事における広島県工事中情報共有システム利用実施要領」に基づくこと。
- (6) 運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づくこと。
この場合においては、次のとおりとする。

- 1) 「1.3.適用する基準」のうち、「土木工事監督規定（広島県）」および「土木工事監督実施要領（広島県）」は「東広島市建設工事監督事務取扱要綱」と、「土木工事検査規定（広島県）」とあるのは「東広島市建設工事検査規定」と、「土木工事検査技術基準（広島県）」とあるのは「土木工事検査技術基準（東広島市）」と読み替えるものとする。
- 2) 「CAD製図基準（国土交通省）」および「CAD製図基準に関する運用ガイドライン（国土交通省）」は適用しない。
- 3) 「4.検査」は適用しない。
- 4) 検査は、発注者と協議のうえ、紙媒体による検査と電子検査の併用とすることができるものとする。
- 5) 受注者は、工事中情報共有システムにより処理した工事完成図について、電子成果品として納品するほか、紙の成果品も納品すること。

9. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- (1) 本工事は、工事現場の熱中症対策に資する経費に関して、現場管理費の補正を行う工事である。
- (2) 工期(工事の始期日から工事の終期日までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。なお、検査期間13日、年末年始6日間（12月29日～1月3日）、夏季休暇3日間（国民の祝日である山の日の次の日から土曜日、日曜日、振替休日を除く3日間とする。）、工場制作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。）期間中の真夏日の状況に応じて、変更契約時に現場管理費の補正を行うものとする。
- (3) 真夏日とは、日最高気温が30度以上の日をいう。また、日最高暑さ指数（WBGT）が25度以上の日をいう。
ただし、夜間工事のみの場合は、作業時間帯の最高気温または最高暑さ指数（WBGT）を対象とする。
- (4) 気温の計測箇所及び結果は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。
- (5) 受注者は、工事期間中における気温の計測箇所、用いる計測値及び計測期間（計測開始日、

計測終了予定日)を明記した施工計画書を工事着手前に提出し、計測結果を工事完成時までに監督職員に提出すること。

(6) 受注者は、計測終了日について、工事完成時までに監督職員と協議するものとする。

(7) 積算方法は次のとおりとする。

1) 補正方法

ア 受注者より提出された計測結果の資料を基に、補正値を算出し現場管理費率に加算する。
なお、現場管理費率の補正は「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」、「緊急工事の場合」及び本補正値を合計し、2%を上限とする。

イ 真夏日率＝工期期間中の真夏日÷工期

ウ 補正値(%)＝真夏日率×1.2

2) 補正値の計算結果は、パーセント表示で小数点3位を四捨五入して2位止めとする。

(8) 受注者より、熱中症対策に資する現場管理費の補正が不要である旨の協議があった場合は、補正を行う工事から対象外とすることができる。

(9) 検査職員から修補の指示があった場合、修補期間は対象外とする。

10. 主任(監理)技術者及び現場代理人の配置について

東広島市発注工事における主任(監理)技術者及び現場代理人の配置についての取り扱いは、「技術者等の適正配置について」によるものとする。

11. 法定外の労災保険の付保

1 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

2 受注者は、建設工事請負契約約款第47条に基づき、法定外の労災保険の契約締結をしたときは、その証券又はこれに代わるものを速やかに監督職員に提示しなければならない。

3 法定外の労災保険は、政府の労働者災害補償保険とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とするものであり、(公財)建設業福祉共済団、(一社)全国建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、(一社)全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、契約を締結しているものとする。

12. 週休2日適用工事等 完全週休2日(土日)

本工事は、完全週休2日(土日)適用工事(受注者希望型)であり、「東広島市週休2日適用工事等実施要領(最新版)」に従うこと。

なお、実施要領に基づき提出する必要のある様式「休日取得計画表」は「検査課HP>施工関連資料>週休2日適用工事等の実施について」に掲載している。

13. 建設副産物の取り扱いについて

本工事における建設副産物の取扱いについては、土木工事共通仕様書1-1-2-11 建設副産物のとおり取り扱うこととする。なお、「再生資源利用計画」、「再生資源利用促進計画」及び「実施書の提出」については、次のとおりとする。

1 再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画(5の確認結果票を含む)を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、その内容に変更が生じたときは、速やかに利用計画及び促進計画を変更し、監督職員に報告しなければならない。

2 計画の掲示及び公表

受注者は、1の再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示(デジタルサイネージによる掲示も可)し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

現場掲示様式については、次のURLを参考に作成すること。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

3 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員に提出しなければならない。なお、受注者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の作成後、工事完成から5年間保存しなければならない。

4 工事現場の管理体制

受注者は、再生利用の促進を行うため、工事現場における建設副産物責任者を置くことにより、管理体制を整備するとともに、当該責任者に対し、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の内容について現場担当者の教育を十分行うこと及び、関係する他の施工者及び資材納入業者もこれを周知徹底することを指導するものとする。

5 建設発生土搬出に関する関係法令の手続きの確認及び確認結果票の作成

受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を確認し、また各事項の確認の結果を記載した書面（確認結果票）を作成しなければならない。

※確認結果票は「広島県の調達情報」に掲載している。

なお、対象となる工事は請負代金額が100万円以上、または建設発生土の搬出が500m³以上の工事を対象とする。

(1) 工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第7項又は第4条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。

(2) 再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する次に掲げる事項

(1) 当該行為が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可を受けている。

(2) 当該行為が盛土規制法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。

(3) 上記(1)、(2)に掲げる事項のほか、再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項

6 運搬業者への通知

受注者は、建設発生土の運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画及び確認結果票の内容を通知するものとする。またその内容に変更が生じたときには、速やかに運搬を行う者に通知するものとする。

7 確認結果票の掲示及び公表

受注者は、確認結果票を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

8 確認結果票の保管

受注者は、確認結果票を建設工事の完成後5年間保存するものとする。

9 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに当該搬出先の管理者（搬出先が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、次に掲げる事項を記載した受領書の交付を求めるものとする。

(1) 建設発生土の搬出先の名称（搬出先が工事現場である場合は、建設工事の名称。）及び所在地

(2) 建設発生土の搬出先の受注者の商号、名称又は氏名

(3) 建設発生土の搬出元の名称及び所在地

(4) 建設発生土の搬出量

(5) 建設発生土の搬出が完了した日

10 建設発生土の搬入元への受領書の交付

受注者は、建設発生土を利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに当該搬入元の管理者（搬入元が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、前号に掲げる事項を記載した受領書を交付するものとする。

11 受領書の内容確認

受注者は、搬出先から受領書の交付を受けたときは、再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認する。

- 12 受領書の保管
受注者は、受領書又はその写しを建設工事の完成後5年間保存するものとする。
- 13 建設発生土の最終搬出先までの確認
受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画に記載した搬出先（次の(1)から(4)のいずれかに該当する搬出先を除く。）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先への搬出に関する9(1)～(5)に関する事項を記載した書面を作成するとともに、当該書面を当該再生資源利用促進計画に係る建設工事の完成後5年間保存するものとする。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。
- (1) 国又は地方公共団体が管理する場所であって、受入れ完了後に当該国又は地方公共団体が受領書を交付する場合
 - (2) 受注者の管理下にある他の工事現場で利用するために一時堆積する場合
 - (3) スtockヤード運営事業者登録規定により国に登録されたStockヤード
 - (4) 9の受領書の土砂の利用種別が「盛土利用等」である建設発生土受入地（再搬出しないもの）
14. 猛暑時間の施工回避
- 1 本工事は、現場環境に応じて猛暑時間帯の現場作業を回避し、作業の開始時間や終了時間を発注者と協議し設定できる工事である。
 - 2 実施方法は次のとおりとする。
 - (1) 内容
 - ア 受注者は、現場環境に応じて猛暑時間帯の現場作業を回避し、作業の開始時間や終了時間を監督職員と協議し設定できる。
 - イ 作業時間を短縮した場合は、短縮時間に応じて、工期を延長することができるものとする。
 - ウ 工事における現地の立会等については、監督職員の勤務時間に合わせるものとする。
 - エ 対象期間は、6月1日から9月30日までとする。
 - (2) 工期延長日数の算出方法

工期の延長日数^{※1}(日)＝短縮時間(時間)×対象期間^{※2}(日)÷8(時間)

なお、猛暑日等による作業不能日とは、別に考慮できるものとする。

※1 小数第1位を切り上げるものとする。

※2 現場閉所日を含む。
 - 3 作業時間の変更に伴う工事費の増額については、設計変更の対象としない。
15. 猛暑日等を考慮した工期延長について
- 1 本工事は、工期に「猛暑日等による作業不能日」として、休日(土日、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇)、降雨降雪日及び猛暑日日数を57日見込んでいる。

「猛暑日等による作業不能日」＝施工に必要な実日数×雨休率

雨休率(休日、降雨降雪日及び猛暑日日数による作業不能日を見込むための係数)： 0.78

雨休率に見込んでいる作業不能日は、次のとおりである。(過去5年間の気象庁及び環境省のデータより年間の平均発生日数を算出)

 - (1) 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日： 31日/年
 - (2) 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数： 5日/年
 - 2 ・著しい悪天候や気象状況より「猛暑日等による作業不能日」が当初見込んでいる日数と著しく乖離し、かつ作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は監督職員へ工期の延長変更を協議することができる。
 - ・受注者は、協議の際に気象庁及び環境省の計測データ等を監督職員へ提出すること。計測データは、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所及び環境省が公表している観測地点を用いることを標準とする。
 - ・なお、提出する必要のある様式「猛暑日等による作業不能日算出表」は「広島県の調達情報HP＞公共工事等の情報_様式集＞建設工事関係_その他契約関係様式」に掲載している。
 - ・費用は、工期延長日数に応じて「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算」（土木工事標準積算基準書(共通編)第Ⅰ編総則 第9章)に基づき増加費用を積算し、変更契約において計上する。

16. 熱中症による健康障害発生時の対応計画

- 1 猛暑による厳しい環境下での現場作業[※]が見込まれる工事を対象とする。
※WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で、連続1時間以上又は1日4時間を超える作業
- 2 受注者は、熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に、迅速かつ的確な判断ができるよう、「緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先や所在地」及び「作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等の熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順」などを施工計画書の「緊急時の体制及び対応」項目に記載するとともに、工事関係者へ周知すること。

17. 週報

週の終わりに今週の施工実績と翌週の予定（立会等含む）を記載した週報を提出し、適切に工程を管理すること。

なお、提出方法は電子メールでも可とし、提出部数は1部とする。

18. 仮設工の指定・任意

施工手法等については、本工事費内訳書に種別・細別が記載されていても、図面で示している（仕様が定められている）場合を除き、特記仕様書の範囲内において受注者の任意である。

仮設工は事前に施工方法を施工計画書にまとめ、監督職員へ提出すること。

19. 検査

竣工検査又は部分使用に先立ち、次のとおり検査に合格すること。

- ・雨水及び汚水施設工事において、東広島市下水道部が行う検査

20. 開発行為

本工事は、宅地造成及び特定開発行為の許可を得て行うものである。したがって、受注者は、必要となる標識の掲示や、届出書類の作成に関する協力に応じなければならない。

第2章 工事材料

1. 見本・品質証明資料

受注者は、次に示す材料又は監督職員が指示する材料について、見本又は品質を証明する資料を、材料を使用するまでに監督職員に提出するものとする。また、材料の購入は監督職員の確認を受けた後に行うものとする。

区 分	材 料 名	摘 要
鋼材	異形棒鋼	
セメント及び混和材		
プレキャスト製品	セメントコンクリート製品一般	JIS製品以外
その他	レディーミクストコンクリート	
	アスファルト混合物	事前審査制度の認定混合物を除く
	薬液注入材	

2. 品質規格証明資料等

受注者は、工事に使用した次に示す材料又は監督職員が指示する材料の品質を証明する試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を監督職員に提出するものとする。

区 分	材 料 名	摘 要
鋼材	異形棒鋼	
セメント及び混和材		
プレキャスト製品	セメントコンクリート製品一般	JIS製品以外
	コンクリートブロック	JIS製品以外
その他	レディーミクストコンクリート	
	アスファルト混合物	事前審査制度の認定混合物を除く

3. 指定資材

総合評価落札方式適用工事における指定資材とは、下記のとおりとする。

- ・下水道用鉄筋コンクリート製ボックスカルバート（JSWAS A-12）及び下水道用プレストレストコンクリート製ボックスカルバート（JSWAS A-13）
同資材はレベル1及び2地震動に対して、所定の許容値を満足するものとする。
- ・下水道用鉄筋コンクリート製組立マンホール（JSWAS A-11）
- ・下水道用硬質塩化ビニル管（JSWAS K-1）

4. 下水道用資材

下水道用資器材のうち、公益社団法人日本下水道協会認定の下水道用資器材を使用する場合は、外観及び数量確認を除いて、その他は省略することができる。

5. マンホール鉄蓋

東広島市公共下水道铸铁製マンホール蓋は、本審査に合格した下記メーカーの製品を使用すること。なお、メーカーによって製造していない製品もあるため、詳細については監督職員に確認すること。

- ・友鉄工業株式会社
- ・日之出水道機器株式会社 広島営業所
- ・長島鋳物株式会社
- ・北勢工業株式会社 広島営業所

6. 自由勾配側溝(B800×H1700)支給品

本工事では、次の製品(自由勾配側溝)を支給する。

VS側溝(B800×H1700) L=2.0m、1本

製造会社名：東洋ヒューム管（株）

（山口県山口市秋穂東3503）

なお、支給品を除き、本工事において調達する製品は仕様を満たす限りメーカー等を指定するものではない。

7. 仮配管（Φ800）の撤去後の処置について

仮配水管（Φ800）撤去後の処置について、仮配水管（Φ800）は撤去後、処分せず残しておくこと。

第3章 施工条件

1. 工程

(1) 関連する別途工事

工事名	令和7年度 八本松駅前土地区画整理事業	八本松駅前造成工事（7-1）
他工事の内容	道路改良工事及び造成工事	
時期	施工中 令和10年6月まで	
工事名	令和8年度 八本松駅前土地区画整理事業	八本松駅前造成工事（8-1）
他工事の内容	造成工事	
時期	令和8年度～9年度（予定）	
工事名	（仮称）令和8年度 八本松駅前地区計画事業	
	八本松駅前1号線道路改良工事（8-1）	
他工事の内容	道路改良工事	
時期	令和8年10月～令和9年3月（予定）	
工事名	令和7年度 開発地給水事業ほか八本松駅前土地区画整理地区	
	排水管布設工事（2工区）	
他工事の内容	排水管布設工事	
時期	令和8年10月まで	
工事名	電線事業者が実施する配電又は通信施設設置工事	
他工事の内容	電柱及び架空線の設置（県道馬木八本松線、造成区域ほか）	
時期	令和8年度～9年度（予定）	

工事名	令和8年度 八本松駅前土地区画整理事業 八本松駅前造成工事（8-3）
他工事の内容	造成工事
時期	令和8年度（予定）

2. 公害対策

(1) 公害防止

施工方法	本工事の施工にあたっては、周辺の保全（騒音・振動等）のため、下記の建設機械・設備を使用すること。 また、公共施設や民家付近での工事にあたっては、騒音対策軽減のための対策について、あらかじめ監督員と協議すること。
建設機械・設備	排出ガス対策型、低騒音型の建設機械・設備
作業期間	全工事期間

(2) 事前・事後調査

調査区分	地下水及び家屋調査に先立ち、監督員と現地にて調査範囲を確認すること。 当初設計の範囲により難しい場合は、協議の上、設計変更の対象とする。 また、家屋調査については、建設所有者との協議の結果、内部調査を外壁調査のみとする場合がある。
調査時期	地下水調査：施工前・施工中・施工後 家屋調査：施工前・施工後
調査内容	別添調査仕様書のとおり なお、施工中及び施工後に工事での影響がある旨の申し出を受けた場合、速やかに監督員に報告すること。

3. 安全対策

(1) 防護施設

道路及び宅地擁壁箇所における転落防止対策として、転落防止柵（仮設単管）及び立入防止柵（ピン柵）を設置すること。なお、材料は支給することとし、設置手間は共通仮設費の率に含む。

(2) 交通誘導警備員・警戒船・保安要員

交通誘導警備員 ・交通誘導警備員の配置人数は、工事着手後、延べ552人を見込んでいる。
備員の人数変更が必要となった場合には、事前に監督職員と協議を行った上で変更対象とする。

工 種	配置場所	配置人数	施工時間	備 考
整地	全区間	2人/日	昼間	
仮設工	全区間	2人/日	昼間	
雨水函渠	全区間	2人/日	昼間	
汚水函渠	全区間	1人/日	昼間	

(3) 架空線の防護管に要する費用について

工事区域上空の架空線の防護管に要する費用については、現在見込んでいない。

架空線に近接した工事の施工に当たって、架空線管理者又は防護管施工会社（以下、「架空線管理者等」という）との協議により、架空線管理者等から防護管に要する費用負担を求められた場合、工事打合せ簿により監督職員と協議し、設計変更の対象とする。

設計変更の対象として認められる場合は、架空線管理者等からの見積書を提出すること。

(4) 通学路

本工事は、八本松小学校及び八本松中学校等に近接して行う工事である。工事にあたっては、同小学校及び同中学校等と随時調整を行い、通学路への影響を最小限に留めるよう配慮すること。

4. 仮設備

(1) 路面覆工

次の条件を見込んでいるが、施工条件に変更が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ、別途決定するものとし、契約変更の対象とする。

設置場所	仕 様	備 考
------	-----	-----

S-1立坑	□3.0×3.0	工事完了後、撤去 鋼製滑り止め加工（補強型） 諸交通に配慮したすり付け等必要
S-2立坑	□3.0×2.0	工事完了後、撤去 鋼製滑り止め加工（補強型） 諸交通に配慮したすり付け等必要

(2) 山留工

本工事の施工に当り、山留工の工法は図面に指定がある場合を除き請負者の任意であるが、下記の山留工、又は同等な効果を有した適切な山留工を行うこと。なお、下記の条件により難しい場合は、協議のうえ契約変更の対象とする。

場所	工法	山留種別	備 考
開削工（汚水）	—	—	—
開削工（雨水）	油圧圧入工法 （硬質地盤対応）	鋼矢板Ⅲ型	想定N値 $50 < N_{max} \leq 100$
立坑工	鋼製ケーシング掘削土留工	鋼製ケーシング φ2500	S-1
		鋼製ケーシング φ1800	S-2

(3) 仮設（山留）材料の残置

本工事において、下記の仮設（山留）材料は工事終了後も残置すること。なお、下記の条件により難しい場合は、協議のうえ契約変更の対象とする。

場所	仮設材料名	残置の形態	数量	備 考
立坑工	鋼製ケーシング	GL≒-1.5mで切断	1式	S-1及び2

(4) 仮設電力設備

本工事において、仮設電力設備は受注者の任意とし、契約変更の対象としない。

ただし、これにより難しい場合は、協議の上契約変更の対象とする。

(5) 仮設材の引継ぎ

関係工事で設置したカラーコーンや仮設照明等が、当該関係工事の終了後も本工事において必要となる場合、その機能を切れ目なく継続できるよう、関係工事及び監督員と調整の上、対応すること。なお、このことに必要な費用は共通仮設費率分に含まれるものとし、これにより難しい場合は、協議の上、設計変更の対象とする。

5. 盛土・埋戻土

(1) 流用土（工事内流用）

本工事の施工により発生する土のうち、 3,100m³(地山土量) については当該工事の施工に流用するものと見込んでいる。

6. 建設副産物

(1) 建設発生土（搬出）（建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時たい積））

当該工事により発生する建設発生土は、公の関与する埋立地、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時たい積）のいずれかに搬出するものとする。また、搬出先として、運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になる建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時たい積）を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き残土処分に要する費用（単価）は変更しない。

ただし、災害復旧工事において、市が公募により決定した「災害発生土民間受入先」と受入について土質や搬出スケジュール等の協議が整えば、搬出先を「災害発生土民間受入先」に変更する場合がある。

当該工事で見込んでいる再資源化施設、運搬距離は下記の通りである。

（名称） ㈱不動開発阿戸造成事務所
（所在地） 広島市安芸区阿戸町字茶屋垣内地内
（運搬距離） 10.8 km

(2) コンクリート殻（有筋）（搬出）

当該工事により発生するコンクリート殻（有筋）は、広島県制定の再資源化施設一覧表に掲載

されている施設に搬出するものとする。

搬出先として、運搬費と受入費(平日の受入費用)の合計が最も経済的になる再資源化施設を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き処分に要する費用(単価)は変更しない。

また、運搬距離は 5.4km を見込んでいる。

(3) コンクリート殻(無筋)(搬出)

当該工事により発生するコンクリート殻(無筋)は、広島県制定の再資源化施設一覧表に掲載されている施設に搬出するものとする。

搬出先として、運搬費と受入費(平日の受入費用)の合計が最も経済的になる再資源化施設を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き処分に要する費用(単価)は変更しない。

また、運搬距離は 5.4km を見込んでいる。

(4) アスファルト殻(搬出)

当該工事により発生するアスファルト殻は、広島県制定の再資源化施設一覧表に掲載されている施設に搬出するものとする。

搬出先として、運搬費と受入費(平日の受入費用)の合計が最も経済的になる再資源化施設を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き処分に要する費用(単価)は変更しない。

また、運搬距離は 8.3km を見込んでいる。

(5) 建設汚泥(バキューム車による搬出先への直接搬出)

本工事で発生する汚泥の搬出は、次のとおり見込んでいる。

ただし、下記の『汚泥の再資源化施設』以外の『汚泥の再資源化施設』又は汚泥の産業廃棄物処分場の中間処理の許可を受けている産業廃棄物中間処理施設に搬出し、中間処理した後、『汚泥の再資源化施設』に搬出することを妨げるものではない。

なお、「特記仕様書に記載した『汚泥の再資源化施設』に汚泥を搬出しようとしたにもかかわらず、請負者の責に帰する事由によることなく搬出できない場合」、「工期中において、新たな『汚泥の再資源化施設』が追加され、汚泥の搬出を未だ完了していないとき、経済比較の結果、当該再資源化施設で積算する方が、積算で仮定している施設で積算するより安価となる場合」及び「やむを得ない事情により、『汚泥の再資源化施設』に搬出できない場合」は、協議のうえ、必要に応じ適切に設計変更する。

(搬出先) 有限会社トラスト

(所在地) 東広島市西条町上三永348-14

(搬出方法) 汚泥吸排車運搬

(運搬距離) 12.5km

(6) 建設発生木材(搬出)

当該工事により発生する建設発生木材は、広島県制定の再資源化施設一覧表に掲載されている施設に搬出するものとする。

搬出先として、運搬費と受入費(平日の受入費用)の合計が最も経済的になる再資源化施設を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き処分に要する費用(単価)は変更しない。

また、運搬距離は 13.8km を見込んでいる。

(7) 立会(建設発生木材)

建設発生木材の搬出に先立ち、容量の異なる搬出車両ごとに、監督員の立会のもと、伐採材体積及び重量の検測を行うこと。伐採工の手間を除き、処分量は実態に合わせて設計変更すのとし、搬出1台1回ごとに写真を撮影の上、マニフェスト及び伝票等を提出すること。

(8) 土砂仮置き場

盛土に流用する土砂の仮置き場として、8街区を見込んでいる。住宅地が近接することから、仮置きに先立ち、監督員に施工管理計画(排水、振動、影響対策等)を提出し、承諾を得ること。

(9) 立会(表土の厚さ検測)

表土の搬出に先立ち、表土の厚さを監督員の立会下で検測すること。搬出量は測定結果に基づき、実態に合わせて変更するものとし、測定場所及び箇所数は、事前に監督員と協議の上、決定すること。

(10) 廃プラスチック類(搬出)

当該工事により発生する廃プラスチックは、広島県制定の再資源化施設一覧表に掲載されている施設に搬出するものとする。

搬出先として、運搬費と受入費(平日の受入費用)の合計が最も経済的になる再資源化施設を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き処分に要する費用(単価)は変更しない。

また、運搬距離は 12.5 k m を見込んでいる。

7. 地盤改良

(1) 薬液注入

次の条件を見込んでいるが、想定土質や地下水位等の施工条件に変更が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ、別途決定するものとし、契約変更の対象とする。

設計条件	—
工法区分	下記のとおり
材料	下記のとおり
施工範囲	下記のとおり
削孔数量	—
削孔延長	—
注入量	下記のとおり
注入圧	—

注入場所	工法区分	材料区分	対象土質	対象土量	注入量	本数	目的
S-1①	2重管スレーナ (複相)	無機溶液型 瞬結・中緩結タイプ	礫質土	11.25 m ³	4.050 kL	4本	坑口保護
S-1②	2重管スレーナ (複相)	無機溶液型 瞬結・中緩結タイプ	礫質土	10.44 m ³	3.758 kL	4本	坑口保護
S-2	2重管スレーナ (複相)	無機溶液型 瞬結・中緩結タイプ	礫質土	10.44 m ³	3.758 kL	4本	坑口保護
S-1～S-0管 推進部	2重管スレーナ (複相)	無機溶液型 瞬結・中緩結タイプ	礫質土	60.00 m ³	21.600 kL	20本	推進路線防護
S-0坑口	2重管スレーナ (複相)	無機溶液型 瞬結・中緩結タイプ	礫質土	9.375 m ³	3.375 kL	4本	坑口保護

(2) 周辺環境調査

施工前・中1回・後の3回地下水の水質を調査すること。

(3) 検査ボーリング

本工事における薬液注入工の施工に当たり、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針（昭和49年7月10日付、旧建設省通達）」に基づく地下水等の水質の監視を行うため、下記のとおり検査ボーリング及び必要な試験（公的機関）を見込んでいる。なお、下記の条件により難しい場合は、協議の上契約変更の対象とする。

場所	ボーリング長	本数	試験項目	備考
S-0～S-1	7.8m	1	水素イオン濃度 前中後3回	
S-1～S-2	5.4m	1	水素イオン濃度 前中後3回	

8. 推進工関係

(1) 工法

本工事における下記区間については、下記の工法としている。

工法の選定は受注者の任意とし、任意に選定した工法については契約変更の対象としない。

また、想定した土質や地下水位等の施工条件に変更が生じた場合は、協議のうえ契約変更の対象とする。

区間	工法	主な土質	備考
S-1～S-2	高耐荷力方式・泥土圧式	硬質土	N≤50
S-1～S-0	ボーリング式・一重ケーシング方式	強風化花崗岩、花崗岩	

9. その他

(1) 掘削工

本工事における土質および掘削方法は下記のとおりとしている。なお、掘削方法については受注者の任意とし、契約変更の対象としない。ただし、想定した土質や地下水位等の施工条件に変更が生じた場合は、施工を前提とした協議のうえ契約変更の対象とする。

場所	土質	掘削方法	備考
立坑及び開削	粘性土、砂質土、礫質土	機械及び人力	

第4章 施工管理

1. 出来形管理

(1) 表層工及び道路面に天端が接する構造物

本工事において、路面に天端が接する構造物の出来高管理は下記のとおり行うこと。なお、下記以外の項目については、広島県制定「土木工事施工管理基準(令和7年8月)」に基づいて実施しなければならない。

工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘 要
表層工	基準高さ▽	±30	40m毎に1箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。		
道路面に天端が接する構造物(コンクリートブロック工、コンクリート擁壁工、側溝工等)	基準高さ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		

2. 品質管理

(1) ボックスカルバート

ボックスカルバートの布設に先立ち、スクリューウェイト貫入試験による床付けの支持力確認を行うこと。なお、角型人孔については平板載荷試験を見込んでいる。

現地の状況などにより見込んでいる試験方法が困難な場合は、協議の上設計変更の対象とする。

(2) 試験ボーリング

準備工として、小口径管推進工に先立ち、検査ボーリング(φ40.5mm)を行い、補助工法や推進工法の施工計画に反映すること。土質状況により試験の追加変更が必要となる場合は、協議の上、設計変更の対象とする。

第5章 その他

1. 工事関係書類

(1) 工事関係書類の作成は、東広島市建設工事関係書類作成要領「土木工事編」によるものとする。

(2) 工事関係書類の提出は、「契約関係書類」1部、「施工管理書類」は、工事打合せ簿による場合は2部、その他による場合は1部とする。

2. 工事写真

工事写真の撮影に当っては、広島県制定「写真管理基準(令和7年8月)」によるものとし、納品に当っては、電子媒体又は紙媒体、情報共有システム登録のいずれかとする。

なお、電子納品物は「広島県電子納品実施要領」に準拠し、作成すること。

3. 疑義の解決等

本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項または、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員と協議し決定すること。

4. 仮設工

仮設工(任意)については、事前に設置方法を施工計画書にまとめ、監督職員へ提出すること。

なお、仮設方法については、正当な理由がある場合は、請負代金額の変更対象とする。

5. 工事範囲の調整

過年度工事や関係工事の状況により、工事範囲外周では施工範囲の調整を要する場合があります、協議の上設計変更の対象とする。

6. 事業区域内の維持修繕工事について

事業区域内やその影響範囲において緊急に維持修繕工事を要する場合は、できる限り協力すること。実施にあたっては、協議の上設計変更の対象とする。

7. 埋設管の移設

設計図書において見込んでいた仮配水管の設置等の他、移設の必要が生じた場合は対応すること。実施にあたっては、協議の上設計変更の対象とする。

8. 降雨時の対応について

必要に応じて見回り、待機し、緊急時に対応できるようにすること。

9. 歩行者通路

迂回した直後やその他必要と考えられる時は、道順案内等を十分に周知するように務めること。また、迂回直後等で現地案内が必要な場合は対応するとともに、凍結防止等の維持管理を責任をもって行うこと。

10. 諸経費の計算

本工事の諸経費の算出方法は下記のとおりとする。

(1) 工事原価

ア 直接工事費

費目ごとに直接工事費を算定する。

イ 間接工事費

(ア) 共通仮設費

a 共通仮設費の率分

対象額は工事全体で算定する。

b 共通仮設費率の補正

工事全体で施工地域及び工事場所区分の補正を行う。

c 積上げ計算による部分

費目ごとに必要な経費を積み上げる。

(イ) 現場管理費

a 現場管理費の算定対象とする純工事費は工事全体で算定する。

b 現場管理費の率文

対象額は工事全体で算定する。

c 現場管理費率の補正

工事全体で施工時期、工事期間、施工区域区分の補正を行う。

(2) 一般管理等

ア 一般管理費等の算定

対象とする工事原価は(1)の計による。

※工事全体とは、区画整理事業、関連公共事業（雨水）及び関連公共事業（污水）である。

12. 振動レベル測定

本工事において、23街区、1号街区公園付近で工事に際し、振動レベル測定を行う。測定にあたっては、測定計画を事前に提出し、発注者の了解を得ること。

13. 公共樹設置申請書及び承諾書

本工事において、土地所有者及び建物所有者から公共樹設置申請書及び承諾書を回収すること。

なお、既に市に提出済みの場合もあるため、詳細は監督職員に確認すること。
公共ます設置申請書及び承諾書の回収は、本管施工前に行うことを原則とする。
さらに、公共ます設置工事の施工前には、公共ます設置申請書を基に、土地所有者及び建物所有者等と現地にて公共ます設置申請書の立会者氏名欄に記名押印を受けること。

14. 公共樹深さの確認

本工事において、本管施工前に土地所有者・建物所有者及び居住者の了解を得たうえで、住宅や既存排水設備の測量を行い、公共ます深さを計算し、書面で監督職員に提出すること。計算の結果、公共ます深さ及び本管土被りが変更となる場合は、協議の上設計変更の対象とする。

15. 仮囲の設置前 位置確認

工事範囲の仮囲設置にあたっては、隣接地との位置を発注者と事前に立会し確認の上、承諾を得ること。

又、設置2週間前までに、作業予定を発注者に報告し、了解を得ること。

16. ボックスカルバートの施工時期及び順序等

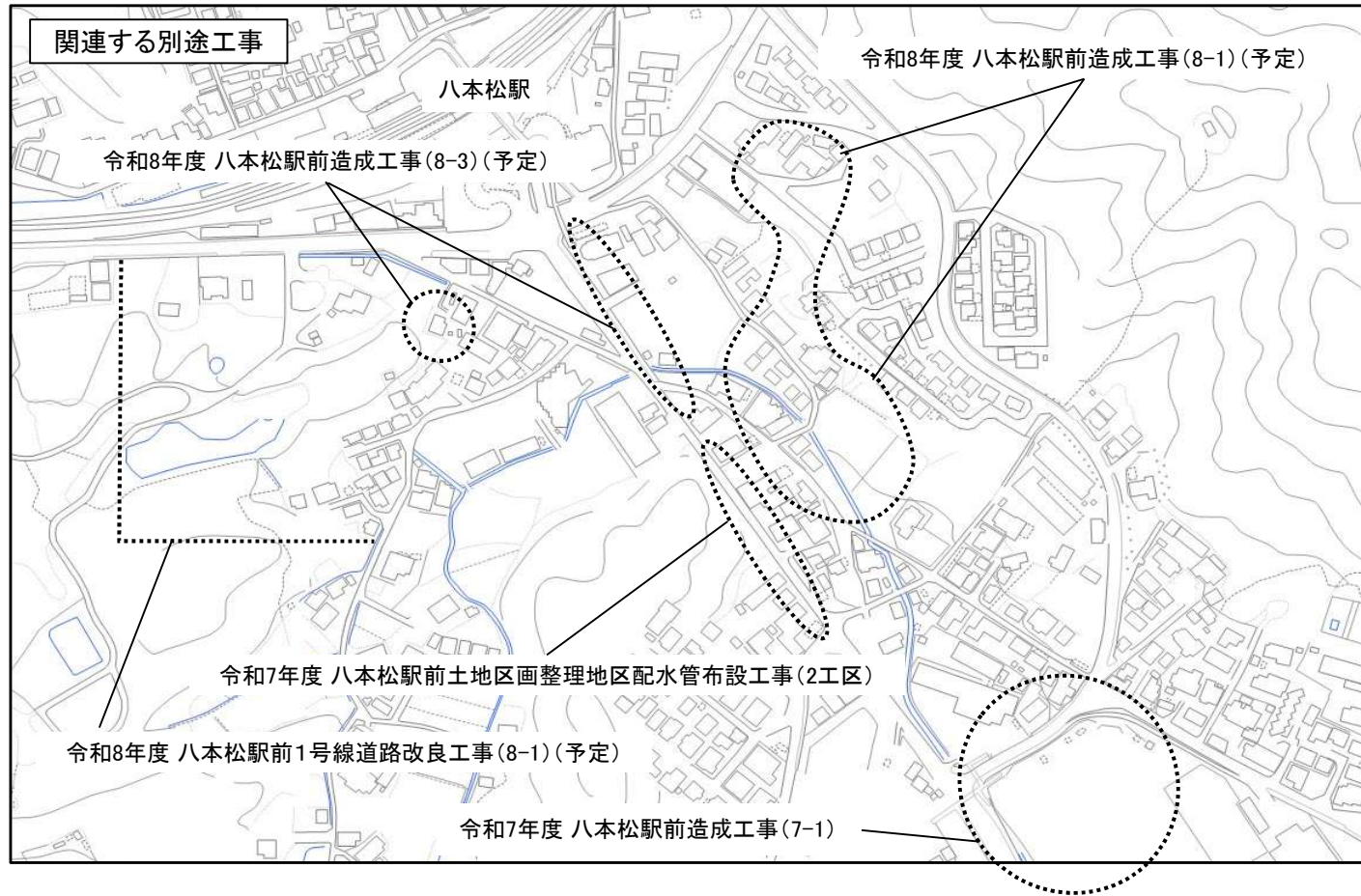
ボックスカルバートの施工に際しては、下流側の別工事で実施する水路（川）の撤去に合わせて、最寄りの水路（川）を現場打水路（KA-9）に取り込むこと。

17. 主要地方道 馬木八本松線における仮設道路の施工時期及び順序等

主要地方道 馬木八本松線に築造する仮設道路とFRPφ900の布設は、近接する(仮称)八本松駅前造成工事委託（N T Tインフラネット株式会社 中国事業部に委託予定）に先立ち、令和9年4月末までに完成させること。

関連する別途工事等位置図

位置図1



家屋等調査特記仕様書

家屋調査の実施に当たっては、契約約款及び設計仕様書・図書のほか、広島県制定（令和 8 年 2 月改正）の「用地調査等業務共通仕様書」及び令和 4 年 12 月改正の「地盤変動影響調査算定要領」に基づいて実施すること。この場合において、「知事」とあるのは「市長」と、「広島県」とあるのは「東広島市」と読み替えるものとする。

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
2	1	18	立入り及び立会	2	土地への立入及び立会に際しては、調査職員と協議しなければならない。なお、地元との交渉次第で調査日がスライドすることがあり得る。
2	1	18	立入り及び立会	3	調査完了した箇所については、すみやかに所有者に確認をもらい、「確認書」を受理しなければならない。 家屋・工作物の所有者が立ち入りを拒否された場合は、速やかに調査職員に報告するとともに、「家屋等事前調査辞退届出書」の受理、又は「家屋等事前調査辞退報告書」を提出すること。
15		160	損傷調査 写真撮影（全般）	1	1) 原則、損傷箇所はすべて撮影（全景、クラック全景、アップ写真を 1 セット）すること。ただし、損傷箇所が多数の場合、調査職員と協議のうえ、スケッチ等によることができるものとする。 2) 写真撮影時、指し棒を用いて調査箇所を撮影すること。 3) クラックの始点・終点に目印をつけて延長を撮影すること。 4) クラックは、箇所ごとの最大幅の位置で写真管理すること。 5) 測定可能な限り、測定器具を用いて写真管理すること。 6) 写真のピンぼけ、逆光、フラッシュ反射等には最大限の注意を図り、撮り直しが無いよう万全を期すこと。 7) 黒板には、共通仕様書に基づき単位を記入すること。 8) 事後調査を行う場合、事前調査と同じアングルで撮影を行うこと。
15		160	損傷調査 写真撮影（工作物）	1	1) 建物外壁のみの調査及び建物以外の構造物（門柱、塀、カーポート、土間コン等）の調査に伴い撮影するものとする。建物外壁の調査は 1 階を中心とする。外壁が引き戸で構成される場合は、引き戸の状況を確認するものとする。クラックの調査については、上段の損傷調査、写真撮影（家屋）に準じる。 2) 現場状況に応じ、調査職員の指示により撮影範囲を変更する場合がある。
15		160	写真撮影	1	カラーにより撮影すること。また、デジタルカメラの有効画素数については、広島県の定める最新の基準等に従うこと。（広島県ホームページ「広島県の調達情報」－「電子納品」参照）なお、電子納品の納品については、CD-R 又は DVD-R により納品すること。

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
2	1	23	成果品の一部提出(事前調査書及び図面)	1	調査終了後、結果を速やかに調査職員に提出し、取りまとめ方法等の確認を行うこと。 外壁や工作物の調査図は、損傷の状況及び程度により、建物等調査書(立面図等)に準じて作成し提出すること。
2	1	24	成果品	3	1) 成果品の提出部数は2部とする。なお、2部のうち1部は紙媒体で、1部はCD-R又はDVD-Rでの電子媒体にて納品することとし、受注者の保管期間は最低10年とする。 2) 成果品のファイリングの方法については、調査職員の指示に従うこと。 3) 成果品については、調査職員の指示又は承諾なしに地元への配布は行わないこと。 4) 作成した図面は、可能な限り「Jw_cad for Windows」に変換し電子媒体(CD-R等)で提出すること。
—	—	—	調査		工事着手前までに行うものとする。調査に先立ち監督員と現地にて調査範囲を確認すること。当初設計の範囲により難しい場合は、協議の上、設計変更の対象とする。

地下水（井戸）調査仕様書

地下水調査の実施に当たっては、広島県制定（令和7年8月）の「地質・土質調査業務共通仕様書」に基づいて実施すること。この場合において、「知事」とあるのは「市長」と「広島県」とあるのは「東広島市」と読み替えるものとする。

第1章 総 則

1. 1 目的

本工事近傍の地下水の状況を調査し、工事に起因する地下水への影響を監視することを目的とする。

1. 2 一般仕様書の適用範囲

本仕様書に従い施行しなければならない。

1. 3 費用の負担

検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1. 4 法令等の遵守

受注者は、関連する法令等を遵守しなければならない。

1. 5 中立性の保持

受注者は、常に中立性を保持するよう努めなければならない。

1. 6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

第2章 調 査 概 要

~~2. 1 民家井戸実態調査~~

~~（1）聞取調査：盛土箇所近傍における井戸利用の実態を聞き取り、井戸の利用がある場合その使用状況等を調査し状況を把握する。~~

~~・聞取調査戸数：一戸~~

~~（2）詳細調査：盛土箇所近傍における井戸の分布、用途および形状などの聞き取りと必要な項目を調査する。~~

~~・詳細調査箇所数：一箇所~~

~~・調査項目：所有者名、使用者名、井戸位置、上水道の有無、井戸構造、材質、深さ、直径、用途、掘削年、揚水装置の仕様、履歴（枯渇・水質状況）水位および伝導率等。~~

2. 2 民家井戸水質分析調査

（1）必要な井戸の水質調査を行い工事の影響の有無を確認する。1箇所あたり施工前、施工中及び施工後の計3回を標準とする。

・分析回数：6回（2箇所×3回）

・分析項目：飲用一般11項目（硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（TOC）、一般細菌、大腸菌群、pH、味、臭気、色度及び濁度、亜硝酸態窒素）

~~（2）調整池の水質調査を行い、工事の影響の有無を確認する。1箇所あたり施工前、施工中、及び施工後の計3回を標準とする。~~

~~・分析回数：一回~~

~~・分析項目：水質分析調査（農業用水用）9項目（水素イオン濃度（pH）、化学的酸素要求量（COD）、~~

~~浮遊物質（SS）、溶存酸素量（DO）、全窒素（T-N）、電気伝導率（EC）、砒素（As）、亜鉛（Zn）、銅（Cu）~~

2. 3 水質分析用資料採水

- ・ 採水回数：6 回（2 箇所×3 回）

2. 4 民家井戸揚水量測定

必要な井戸の揚水量測定を行い工事の影響の有無を確認する。1 箇所あたり施行前、施工中及び施工後の計 3 回を標準とする。

- ・ 調査箇所数等：1 箇所×3 回
- ・ 携帯式流量計を用いて既設ポンプの蛇口で全開約 10 分間の揚水量を測定する。
（民家以外で利用している井戸については、調査職員との協議により 30 分間とする場合がある。）

2. 5 民家井戸水位測定

揚水量調査が不可能な場合、必要な井戸の水位測定を行い工事の影響の有無を確認する。1 箇所あたり施行前、施工中及び施工後の計 3 回を標準とする。

- ・ 調査箇所数等：1 箇所×3 回
- ・ 触針式水位計を用いて井戸の水位を測定する。

2. 6 水質異常値発生時の工事因果関係考察

工事中における調査において、水質等の異常が発生した際は本工事との因果関係についての考察をすること。

第 3 章 提出物

3. 1 提出図書

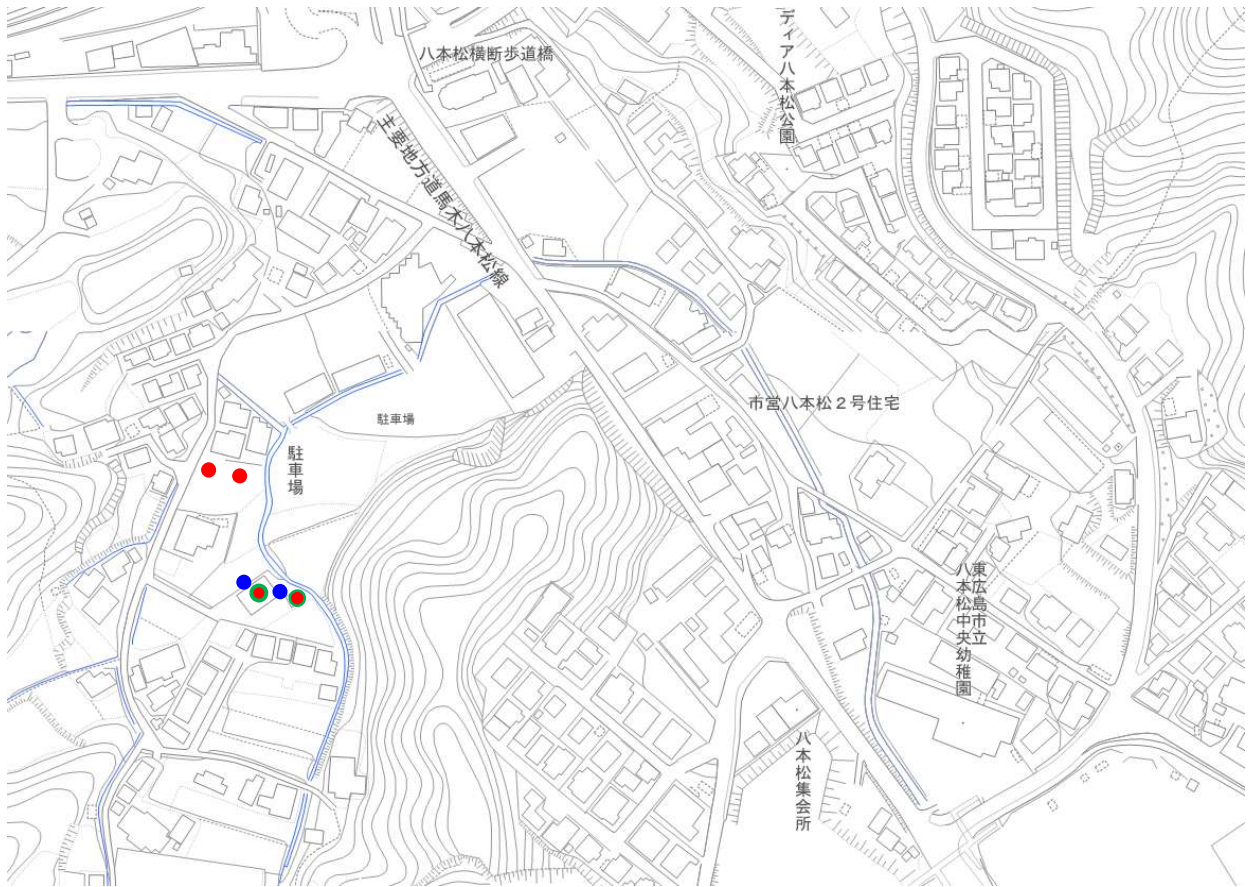
提出図書は、次のものを提出しなければならない。

図 書 名	形状寸法・提出部数
(1) 報告書	A 3 又は A 4 3 部
(2) 打合わせ議事録	〃
(3) その他参考資料	〃
調査に伴って収集・調査した資料及びその他申請等に関する資料等	

3. 2 電子媒体

- ・ 提出図書は、電子媒体と併用で提出すること。電子媒体は CD-R とする。電子媒体での提出が難しい場合は調査職員との協議による。
- ・ 提出図書の提出部数の 3 部のうち 1 部は紙媒体で、1 部は電子媒体にて納品すること。また、残りの 1 部は受注者の控えとする。

家屋等調査及び井戸調査位置



● 建物等調査(事前のみ)	2 戸
● 建物等調査(事前・事後)	2 戸
● 地下水(井戸)調査	2 箇所

水道施設工事 特記仕様書

1. 適用

水道施設工事にあたっては、広島県版「土木工事共通仕様書(令和7年8月)」において、水道編は、広島県水道広域連合企業団東広島事務所の定める「請負工事における施工管理基準」及び「広島県水道広域連合企業団 東広島事務所 出来形・品質管理基準及び規格値」に基づき施工管理するものとする。

2. 配管従事者の条件等

水道配水用ポリエチレン管の配管従事者は、配水用ポリエチレンパイプシステム協会(以下「POLITEC」という。)による「水道配水用ポリエチレン配管施工講習受講証」を有する者とし、POLITEC による「水道配水用ポリエチレン配管施工講習受講証」の写しを提出すること。

3. 使用材料

- 一般土木資材及び配管材料等の使用材料の有効年月は下表のとおりとし、監督職員の承認及び材料確認を受けたものを使用すること。なお、滑剤及び切管用補修剤についても提出すること。

種別	材料名	有効年月	備考
一般土木資材	鉄筋	製造1年未満	
	プレキャスト製品	同上	
	既製杭	同上	
	塗料その他	同上	
配管材料	ダクタイル鋳鉄管	同上	
	ポリエチレン管	同上	
	塩化ビニル管	同上	
	鋼管	同上	
	弁・栓類	同上	
	接合材	同上	ボルト、ナット、パッキン
	管付属品	同上	ポリスリーブ・ロケティングワイヤー・管明示テープ
	ボックス類	同上	

- ※ 管明示テープについては、当該年度または、当該施工年度とし、統一して使用すること。なお、上記により難しい場合に、(公社)日本水道協会の検査合格後3年以内で保管状況の良好な材料であれば、監督職員の承認及び確認を受けて使用できるものとする。

- ダクタイル鋳鉄管の直管、異形管及び鋳鉄継手は、内面エポキシ樹脂粉体塗装品とすること。なお、鋳鉄継手は、離脱防止金具付きとすること。
- ϕ 400以下の仕切弁は、ソフトシール仕切弁とし、 ϕ 450以上の仕切弁については、軽トルク・内面粉体塗装のバタフライ弁とする。
- 空気弁は、急速空気弁(ϕ 20または ϕ 25)・FCD・内外面粉体塗装とし、空気弁のカバーの高さは道路天より11～20cm下がりとなるようにフランジ短管等により調整すること。

なお、空気弁は水平(許容傾斜角度 2° 以内)に据え付けること。

やむを得ない現場条件により許容傾斜角度を超える場合は、製造会社の保証する傾斜角度以内で据え付けることができるものとする。なお、保証傾斜角度が確認できる傾斜作動試験等の成績証明書を提出すること。

- 補修弁は、FCD・内外面粉体塗装・ボール式・右開・面間寸法を100mm又は150mmとする。
- 仕切弁・消火栓・空気弁・空気弁付消火栓のボックスについては、広島県水道広域連合企業団東広島事務所認定の「東広島市型」とし、型式は広島県水道広域連合企業団東広島事務所に問い合わせること。調整リングの材質については、レジンコンクリート製(日水協検査品)を標準としているが、樹脂製又は鋳鉄製によるものの使用についても承諾する。
- フランジ継手工は、緩み防止のため、ボルト、ナットにワッシャ(平座金)を取り付けること。なお、フランジ継手材の材質については、以下のとおりとする。
 - ・フランジ用パッキン(RF-RF)は、凸部付きパッキン(日水協検査品)とする。
 - ・フランジ用パッキン(RF-GF)は、GF形ガスケット1号(JIS G 5527)とする。
 - ・フランジ用ボルト、ナット及びワッシャは、SUS製とする。なお、ボルト又はナットのねじ部に焼き付き防止処理を施したものを使用しなければならない。
- 不断水割T字管のI寸法の長さは、参考値として用いている。品質基準に合格するものであれば、これによらなくてもよいものとする。
- 仕切弁は原則、右回り開とするが黒瀬町内に設置する仕切弁についてのみ左回り開とする。
- ポリエチレンスリーブについては、本工事では日本水道協会認定品で設計しており、実際の使用材料がこれによらない場合は事前に監督職員と協議を行うこと。

4. 審査

受注者は、水道施設工事に先立ち、現地調査を行うこと。受注者と発注者はその結果をもって設計図書の照査を行い、施工方法、施工手順、設計図面等について、広島県水道広域連合企業団東広島事務所の審査を受けるものとする。工事着手は、広島県水道広域連合企業団東広島事務所の審査及び承諾の後とする。現地調査又は審査の結果等により、設計図書により難しい場合は、協議の上、設計変更の対象とする。

5. 検査

● 水圧試験

本工事においては、監督職員が指示する期日までに通水試験(水圧試験)を行い合格すること。

① 水道配水用ポリエチレン管

管路の水圧を 0.75MPa に上昇させ、5 分間放置する。

5 分間放置後、水圧を 0.75MPa まで再加圧する。

再加圧後、すぐに水圧を 0.50MPa まで減圧し、そのまま放置する。

放置してから、24 時間後の水圧が 0.30MPa 以上であること(PEP の場合)

② 給水管(水道用ポリエチレン二層管)

管路の水圧を 0.75MPa に上昇させ、3 分以上保持。

管路の水圧を 0.75MPa に上昇させ、10 分間放置。

放置してから、10 分後の水圧が 0.6MPa 以上(圧力低下率 20%以内)であること。

なお、露出配管の場合は、併せて継ぎ手部分の目視確認を行い、漏水の有無を確認すること。

● 検査

竣工検査又は水道施設の供用前までに、広島県水道広域連合企業団東広島事務所が指定する方法による検査に合格することとし、設計図書により難しい場合は、協議の上、設計変更の対象とする。

6. 施工管理

● 出来形管理報告

広島県水道広域連合企業団東広島事務所の定める「請負工事における施工管理基準」及び「広島県水道広域連合企業団東広島事務所出来形・品質管理基準及び規格値」に基づき、出来形管理を行い、現場作業の完了後、速やかに出来形管理図表、出来形数量対比図表を提出すること。

- 品質管理報告

広島県水道広域連合企業団東広島事務所の定める「請負工事における施工管理基準」及び「広島県水道広域連合企業団東広島事務所出来形・品質管理基準及び規格値」に基づき、品質管理を行い、現場作業の完了後、速やかに品質管理図表、各種試験成績図表を提出すること。

7. 提出書類

- 第1編 1-1-1-2 第15～21項については、工事打合せ簿で行うものとする。
- 納品書(写し)又は出荷証明書(原本)は集計表を添付して提出すること。
- 広島県水道広域連合企業団東広島事務所の定める「請負工事における施工管理基準」に基づき、出来形管理並びに品質管理を行い、現場作業の完了後、速やかに出来形管理図表、出来形数量対比図表、品質管理図表、各種試験成績図表を提出すること。また、横断図には占用位置として、官民境界又は構造物からの離隔を記入すること。
- 竣工図は現場作業が完了後、速やかに提出すること。
- 工事写真は広島県水道広域連合企業団東広島事務所の定める「請負工事における施工管理基準」に基づいて写真管理を行い、現場作業が完了後、速やかに提出すること。なお、土工関連写真と本管布設位置及び管布設関連写真は分冊として提出すること。

8. その他

給水管の工事が必要となる場合は、施工時点で最新の指定給水装置工事事業者の指定を受けている者で施工すること。

工事数量総括表

頁0 -0001

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
区画整理事業					
整地		式		1	レベル1
付帯工		式		1	レベル2
擁壁工	6-4号線付帯工	式		1	レベル3
小型擁壁工		m		22	レベル4
水路工		式		1	レベル3
三面張水路工		m		8	レベル4
大型土のう製作・設置		袋		1	レベル4
ポンプ排水		式		1	レベル4
構造物撤去工		式		1	レベル2
構造物取壊し工		式		1	レベル3
構造物取壊し工（無筋）	Co	m3		359	レベル4
構造物取壊し工（鉄筋）	Co	m3		92	レベル4
舗装版破碎工		m2		1,280	レベル4
殻運搬	Co（無筋）	m3		359	レベル4
殻運搬	Co（鉄筋）	m3		92	レベル4
殻運搬	As	m3		64	レベル4
廃プラ運搬		式		1	レベル4

工事数量総括表

頁0 -0002

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
殻処分	Co（無筋）	t		844	レベル4
殻処分	Co（鉄筋）	t		230	レベル4
殻処分	As	t		150	レベル4
廃プラ処分		m3		10	レベル4
浸透構造物工		式		1	レベル2
作業土工		式		1	レベル3
床掘	土砂	式		1	レベル4
埋戻	土砂	式		1	レベル4
基面整正		m2		80	レベル4
土砂等運搬	場内	式		1	レベル4
浸水トレンチ工		式		1	レベル3
浸水トレンチ	W=2000 t=300	m		42	レベル4
仮設排水管撤去	φ 1000	m		42	レベル4
地下排水工		式		1	レベル3
暗渠排水管	有孔管 φ 200	m		272	レベル4
角型マンホール削孔	KM5	孔		2	レベル4
幹線道路		式		1	レベル1
道路土工		式		1	レベル2

工事数量総括表

頁0 -0003

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
土工		式		1	レベル3
表土掘削		m3		420	レベル4
掘削		m3		3,100	レベル4
土砂等運搬 表土		m3		420	レベル4
残土処分（表土）		m3		420	レベル4
土砂等運搬		m3		3,100	レベル4
整地		m3		3,100	レベル4
仮設工（共通）		式		1	レベル1
仮設防災工		式		1	レベル2
仮囲い等設置撤去		式		1	レベル3
仮囲い設置撤去(雨水函渠部)		式		1	レベル4
仮囲い設置撤去（沈砂池部）	H=1.8m	式		1	レベル4
既設仮囲い撤去		m		76	レベル4
土砂流出防止		式		1	レベル3
既設沈砂池撤去工		式		1	レベル4
殻処分		t		3.3	レベル4
法面整形工	駅前1号線	m2		793	レベル4
植生工	駅前1号線	m2		793	レベル4

工事数量総括表

頁0 -0004

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
仮設道路（迂回路）		式		1	レベル2
仮設道路（県道）		式		1	レベル3
掘削		m3		40	レベル4
路床盛土（歩道）		m3		70	レベル4
下層路盤	RC-40 t=20cm	m2		420	レベル4
上層路盤	再生瀝青安定処理材 t=5cm	m2		420	レベル4
表層	再生密粒度As(20) t=5cm	m2		420	レベル4
溶融式区画線	実線15cm	m		580	レベル4
溶融式区画線	実線20cm	m		250	レベル4
区画線消去工	実線20cm	m		512	レベル4
仮設ガードレール		m		93	レベル4
仮排水工		式		1	レベル2
作業土工		式		1	レベル3
床掘		式		1	レベル4
埋戻		式		1	レベル4
埋戻		式		1	レベル4
基面整正		式		1	レベル4
土砂等運搬		m3		20	レベル4

工事数量総括表

頁0 -0005

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
整地		m3		20	レベル4
仮設水路工		式		1	レベル3
暗渠排水管設置	Φ900	m		42	レベル4
沈砂池		箇所		1	レベル4
土のう		袋		2	レベル4
三面張り撤去工		m3		0.6	レベル4
殻処分		t		1.4	レベル4
既設仮排水管撤去		式		1	レベル3
既設排水管撤去		式		1	レベル4
仮設工		式		1	レベル2
交通管理工		式		1	レベル3
交通誘導警備員		人		220	レベル4
管路(水道)		式		1	レベル1
配水管布設工		式		1	レベル2
管路土工		式		1	レベル3
管路掘削	バックホ 排出対策型	式		1	レベル4
真砂詰工	バックホ 排出対策型	式		1	レベル4
管路埋戻	バックホ 排出対策型 購入土	式		1	レベル4

工事数量総括表

頁0 -0006

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
発生土処理	ハック材 排出対策型 砂質土	式		1	レベル4
配水管布設工_PEP(EF) φ150		式		1	レベル3
水道配水用φ150リフレ管	EF受口付直管 片受タイプ φ150×5.0M	本		35	レベル4
水道配水用φ150リフレ管継手	EF45°ベント 片受タイプ φ150	個		3	レベル4
水道配水用φ150リフレ管継手	EF22 1/2°ベント 片受タイプ φ150	個		2	レベル4
水道配水用φ150リフレ管継手	EF45°ベント 両受タイプ φ150	個		1	レベル4
水道配水用φ150リフレ管継手	EF22 1/2°ベント 両受タイプ φ150	個		3	レベル4
水道配水用φ150リフレ管継手	EFソケット φ150	個		1	レベル4
水道配水用φ150リフレ管継手	EFフランジ、鋳鉄製 φ150 GFカセット含む	個		2	レベル4
メカニカルキャップ	φ150 (コア無) PEP用	個		1	レベル4
メカニカルキャップ	φ150 VP用	個		1	レベル4
管明示テープ	巾15cm×20m t=0.20mm程度 地色:青色,文字色:白色,施工年度明示	m		180.5	レベル4
ポリエチレン管据付工	φ150	m		179.5	レベル4
ポリエチレン管(融着接合)継手工	φ150	□		52	レベル4
ポリエチレン管切断工	φ150	□		11	レベル4
硬質塩化ビニル管切断工	φ150	□		2	レベル4
フランジ継手工	7.5K φ150 SUS304,RF形	□		2	レベル4
フランジ継手工(パッキンなし)	7.5K φ150 SUS304	□		2	レベル4

工事数量総括表

頁0 -0007

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
ポリエチレン管メカニカル継手工	φ150 メカニカルソケット等	口		1	レベル4
鋳鉄継手工（メカニカル形）	φ150 メカニカルソケット等	口		1	レベル4
不断水割T字管設置工	φ150×φ150(F型、PEP用)【材工共】	箇所		1	レベル4
不断水割T字管設置工	φ150×φ150(F型、VP用)【材工共】	箇所		1	レベル4
仕切弁設置工	150-フランジ-0.8 東広島市型	箇所		2	レベル4
不断水仕切弁設置工	φ150(7.5K、PEP用)【材工共】 東広島市型	箇所		1	レベル4
不断水仕切弁設置工	φ150(7.5K、VP用)【材工共】 東広島市型	箇所		1	レベル4
空気弁設置工（口金式）	150-PE両挿-0.5 東広島市型	箇所		1	レベル4
ポリエチレン被覆工	φ150【材工共】	m		3	レベル4
ケーシングワイヤ	被覆外径φ4.4mm【材工共】	m		180.5	レベル4
管埋設シート工	巾15cm 2倍折込式【材工共】 地色:青,文字色:白	m		180.3	レベル4
給水分岐替工		式		1	レベル2
管路土工		式		1	レベル3
管路掘削	バックホ 排出対策型	式		1	レベル4
真砂詰工	バックホ 排出対策型	式		1	レベル4
管路埋戻	バックホ 排出対策型 購入土	式		1	レベル4
発生土処理	バックホ 排出対策型 砂質土	式		1	レベル4
給水分岐替工		式		1	レベル3

工事数量総括表

頁0 -0008

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
水道用ポリレン二層管	PE50 1種 φ25	m		23	レベル4
ポリレン式サドル分水栓	PEP用（鋳鉄製） 分止水用継手含まない φ150×φ25	組		1	レベル4
水道用ポリレン管金属継手	分止水栓用ソケット JWWA B 116 φ25	個		1	レベル4
水道用ポリレン管金属継手	ソケット JWWA B 116 φ25	個		1	レベル4
水道用ポリレン管金属継手	パイプエンド φ25	個		1	レベル4
ポリエチレン管据付工	φ25	m		23	レベル4
サドル分水栓建込み	φ150×φ25	箇所		1	レベル4
ポリエチレン管継手工	φ25	口		4	レベル4
ポリエチレン管切断工	φ25	口		2	レベル4
管埋設シート工	巾15cm 2倍折込式【材工共】 地色：青,文字色：白	m		23	レベル4
給水管洗管工		箇所		1	レベル4
＊ ＊ 直接工事費 ＊ ＊					
事業損失防止施設費					
事業損失防止施設費		式		1	レベル2
事業損失防止施設費		式		1	レベル3
家屋調査費		式		1	レベル4
準備費					
準備費		式		1	レベル2

工事数量総括表

頁0 -0009

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
準備費		式		1	レベル3
木根等処分費		式		1	レベル4
技術管理費					
技術管理費		式		1	レベル2
技術管理費		式		1	レベル3
振動レベル測定		式		1	レベル4
通水試験		式		1	レベル4
地下水観測費		式		1	レベル4
共通仮設費率分					
* * 共通仮設費計 * *					
* * 純工事費 * *					
現場管理費					
* * 工事原価 * *					
一般管理費率分					
契約保証費					
一般管理費計					
* * 工事価格 * *					
* * 消費税相当額 * *					

工事数量総括表

頁0 -0010

[illegible]

工事数量総括表

頁0 -0011

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
関連公共事業（雨水）					
雨水函渠【補助】		式		1	レベル1
カルバート工		式		1	レベル2
作業土工		式		1	レベル3
床掘り	土砂	式		1	レベル4
床掘り	土砂	式		1	レベル4
床掘り	土砂	式		1	レベル4
埋戻し	土砂	式		1	レベル4
埋戻し	土砂	式		1	レベル4
埋戻し	土砂	式		1	レベル4
基面整正		式		1	レベル4
土砂等運搬	土砂	式		1	レベル4
整地	土砂	式		1	レベル4
プレキャストカルバート工		式		1	レベル3
プレキャストボックス	B1,800 × H1,800	m		136	レベル4
角型マンホール		式		1	レベル3
雨水角型人孔据付工	KM4	基		1	レベル4
水路工		式		1	レベル3

工事数量総括表

頁0 -0012

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
現場打水路	$\sigma=24\text{N/mm}^2$ 1800×1800 L=2000	式		1	レベル4
段落ち防止枕	$\sigma=24\text{N/mm}^2$	式		1	レベル4
排水構造物工		式		1	レベル2
側溝工		式		1	レベル3
自由勾配側溝	B800×H1,700	m		1.5	レベル4
管渠工		式		1	レベル3
強化プラスチック複合管	$\phi 900$	式		1	レベル4
砂基礎	再生砂	式		1	レベル4
仮設工		式		1	レベル2
土留・仮締切工		式		1	レベル3
鋼矢板		式		1	レベル4
切梁・腹起し		式		1	レベル4
交通管理工		式		1	レベル3
交通誘導警備員		人		254	レベル4
水替工		式		1	レベル3
ポンプ排水		式		1	レベル4
管路施設(開削工法) 【補助】		式		1	レベル1
管きょ工(開削)		式		1	レベル2

工事数量総括表

頁0 -0013

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
管路土工		式		1	レベル3
作業土工		式		1	レベル4
土砂運搬工		式		1	レベル4
管布設工		式		1	レベル3
硬質塩化ビニル管	φ 400	m		139	レベル4
硬質塩化ビニル管	φ 350	m		119	レベル4
管基礎工		式		1	レベル3
砂基礎	再生砂	m		258	レベル4
マンホール工		式		1	レベル2
組立マンホール工		式		1	レベル3
組立マンホール	(1号及び2号マンホール)	箇所		12	レベル4
取付管およびます工		式		1	レベル2
管路土工		式		1	レベル3
作業土工		式		1	レベル4
取付管布設工		式		1	レベル3
取付管(硬質塩化ビニル管)		箇所		7	レベル4
* * 直接工事費 * *					
運搬費					

工事数量総括表

頁0 -0014

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
運搬費		式		1	レベル2
運搬費		式		1	レベル3
建設機械運搬費	雨水函渠	式		1	レベル4
仮設材運搬費	雨水函渠	式		1	レベル4
技術管理費					
技術管理費		式		1	レベル2
技術管理費		式		1	レベル3
地質試験費		式		1	レベル4
共通仮設費率分					
* * 共通仮設費計 * *					
* * 純工事費 * *					
現場管理費					
* * 工事原価 * *					
一般管理費率分					
契約保証費					
一般管理費計					
* * 工事価格 * *					
* * 消費税相当額 * *					

工事数量総括表

頁0 -0015

[illegible]

工事数量総括表

頁0 -0016

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
関連公共事業（汚水）					
管路施設(開削工法) 【補助】		式		1	レベル1
管きょ工(開削)		式		1	レベル2
管路土工		式		1	レベル3
作業土工		式		1	レベル4
土砂運搬工		式		1	レベル4
管布設工		式		1	レベル3
硬質塩化ビニル管	φ 200	m		182	レベル4
管基礎工		式		1	レベル3
砂基礎	再生砂	m		182	レベル4
マンホール工		式		1	レベル2
組立マンホール工		式		1	レベル3
組立マンホール	(1号及び2号マンホール)	箇所		5	レベル4
調整コンクリート		式		1	レベル4
内副管		箇所		2	レベル4
小型マンホール工		式		1	レベル3
小型マンホール(塩化ビニル製)		箇所		3	レベル4
取付管およびます工		式		1	レベル2

工事数量総括表

頁0 -0017

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
管路土工		式		1	レベル3
作業土工		式		1	レベル4
取付管布設工		式		1	レベル3
取付管(硬質塩化ビニル管)		箇所		4	レベル4
管路施設(推進工法)(小口径推進)【補助】		式		1	レベル1
管きょ工(小口径推進)		式		1	レベル2
小口径泥土圧推進工		式		1	レベル3
推進用鉄筋コンクリート管(小口径泥土圧)		m		19.9	レベル4
発生土運搬		式		1	レベル4
発生土処理		式		1	レベル4
仮設備工(小口径泥土圧推進)		式		1	レベル3
坑口(小口径)		箇所		2	レベル4
鏡切り		箇所		2	レベル4
推進設備等設置撤去		箇所		1	レベル4
取付管Br(一重ケーシング)推進工		式		1	レベル3
材料費(取付管推進工)		式		1	レベル4
管削進工		式		1	レベル4
仮設備工(小口径)		式		1	レベル3

工事数量総括表

頁0 -0018

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
仮設備工（取付管ボーリング推進工）	一重ケーシング	式		1	レベル4
立坑内管布設工		式		1	レベル3
鉄筋コンクリート管	φ 250	式		1	レベル4
硬質塩化ビニル管	φ 200	式		1	レベル4
立坑工		式		1	レベル2
管路土工		式		1	レベル3
管路掘削		式		1	レベル4
管路埋戻		式		1	レベル4
発生土処理		式		1	レベル4
鋼製ケーシング式土留工及び土工		式		1	レベル3
鋼製ケーシング圧入掘削		式		1	レベル4
底盤コンクリート		式		1	レベル4
圧入掘削設備		式		1	レベル4
鋼製ケーシング存置		式		1	レベル4
仮設ケーシング損料		式		1	レベル4
立坑排水		式		1	レベル4
排水運搬処理		式		1	レベル4
管路路面覆工		式		1	レベル3

工事数量総括表

頁0 -0019

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
覆工		式		1	レベル4
補助地盤改良工		式		1	レベル3
薬液注入		式		1	レベル4
仮設工		式		1	レベル2
交通管理工		式		1	レベル3
交通誘導警備員		人		78	レベル4
管路施設(開削工法) 【起債】		式		1	レベル1
管きょ工(開削)		式		1	レベル2
管路土工		式		1	レベル3
作業土工		式		1	レベル4
土砂運搬工		式		1	レベル4
管布設工		式		1	レベル3
硬質塩化ビニル管	φ 200	m		118	レベル4
管基礎工		式		1	レベル3
砂基礎	再生砂	m		118	レベル4
マンホール工		式		1	レベル2
組立マンホール工		式		1	レベル3
組立マンホール	(1号及び2号マンホール)	箇所		2	レベル4

工事数量総括表

頁0 -0020

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
小型マンホール工		式		1	レベル3
小型マンホール(塩化ビニル製)		箇所		3	レベル4
取付管およびます工		式		1	レベル2
管路土工		式		1	レベル3
作業土工		式		1	レベル4
取付管布設工		式		1	レベル3
取付管(硬質塩化ビニル管)		箇所		4	レベル4
* * 直接工事費 * *					
運搬費					
運搬費		式		1	レベル2
運搬費		式		1	レベル3
建設機械運搬費		式		1	レベル4
仮設材運搬費	覆工板	式		1	レベル4
準備費					
準備費		式		1	レベル2
準備費		式		1	レベル3
推進準備工		式		1	レベル4
技術管理費					

工事数量総括表

頁0 -0021

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
技術管理費		式		1	レベル2
技術管理費		式		1	レベル3
地質試験費		式		1	レベル4
共通仮設費率分					
* * 共通仮設費計 * *					
* * 純工事費 * *					
現場管理費					
* * 工事原価 * *					
一般管理費率分					
契約保証費					
一般管理費計					
* * 工事価格 * *					
* * 消費税相当額 * *					
* * 工事費 * *					
* * 工事費計 * *					
* * 契約保証費計 * *					